

屋外における火の使用の制限について

火の使用制限(林野火災警報発令中)

(林野火災注意報発令中は可能な範囲で努めることが求められる。)

- (1) 山林、原野等での火入れ禁止
- (2) 煙火(花火)の使用禁止
- (3) 屋外での火遊び・たき火の禁止
- (4) 屋外での引火性・爆発性物品等の付近での喫煙禁止
- (5) 十和田地域広域事務組合管理者が指定した区域内での喫煙禁止
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰、火粉の始末
- (7) 屋内での裸火を使用する場合は、窓・出入口等を閉じて行う。